

総務委員会資料

1 平成27年第3回定例会提出予定議案の説明

【議案第89号関係】

(8) 川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

平成27年6月10日

財政局

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 軽自動車税の税率の特例

(1) 税制改正及び市税条例改正の内容

3輪・4輪以上の軽自動車に対する軽自動車税について、環境性能に優れた軽自動車の普及を促進するため、一定の環境性能を有する軽自動車について、その燃費性能、排気性能に応じて特例措置（軽課）を実施するもの

車種区分		現行	電気自動車等（※1） 【税率を概ね75%軽減】	★★★★（※2）かつ H32年度燃費基準+20%達成車 （貨物用は★★★★かつH27年度 燃費基準+35%達成車） 【税率を概ね50%軽減】	★★★★かつ H32年度燃費基準達成車 （貨物用は★★★★かつH27年 度燃費基準+15%達成車） 【税率を概ね25%軽減】	
3輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
4輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

※1 電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制から窒素酸化物10%低減）

※2 ★★★★★=平成17年排出ガス基準75%低減達成車

(2) 適用区分

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた（=新規取得）3輪・4輪以上の軽自動車に対して、平成28年度課税分のみ適用する。

(参考資料) 軽自動車税の税率

車種区分				26年度	27年度 (※1)	28年度から														
						重課 (※2)	グリーン化特例													
							軽課(※3)													
								電気自動車等 (※4)	★★★★(※5) かつ H32年度燃費基 準+20%達成車 (※6)	★★★★ かつ H32年度燃費 基準達成車 (※7)										
原動機付自転車	50cc以下			1,000円	平成 26 年度と 同率					2,000円										
	90cc以下			1,200円							2,000円									
	125cc以下			1,600円								2,400円								
	3輪以上のもの			2,500円									3,700円							
軽2輪(125cc超250cc以下)				2,400円										3,600円						
小型2輪(250cc超)				4,000円											6,000円					
軽自動車	その他(例:スノーモービル)			2,400円												3,600円				
小型特殊 自動車	農耕作業用(例:トラクター)			1,600円													2,000円			
	その他(例:フォークリフト)			4,700円														5,900円		
軽自動車	3輪			3,100円		3,900円	平成 27 年度と 同率	4,600円	1,000円										2,000円	3,000円
	4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円		1,800円	3,500円	5,200円										
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円		2,700円	5,400円	8,100円										
	以上	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円		1,000円	1,900円	2,900円										
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円		1,300円	2,500円	3,800円										

※1 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた3輪・4輪以上の軽自動車から適用する。

※2 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪・4輪以上の軽自動車に対して、その翌年度から適用する。

※3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた3輪・4輪以上の軽自動車に対して、平成28年度課税分のみ適用する。

※4 電気自動車及び天然ガス自動車(ポスト新長期規制から窒素酸化物10%低減)

※5 ★★★★★=平成17年排出ガス基準75%低減達成車

※6 貨物用は★★★★かつH27年度燃費基準+35%達成車

※7 貨物用は★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成車

2 固定資産税等の課税標準の特例等

(1) 税制改正及び市税条例改正の内容

わがまち特例（※）により、固定資産税等の課税標準の特例等の割合を次のとおり定めるもの

※ 地方税法に定める特例措置について、国が一律に定めていた内容を法律の定める範囲内において地方団体が自主的に判断し、条例で決定する仕組みのこと

ア 課税標準の特例（課税標準を条例で定める割合に減少させるもの）

地方税法	対象資産		特例割合	参酌すべき割合	条例で定める割合
附則第15条 第18項本文	公共施設及び一定の都市利便施設の用に 供する家屋及び償却資産（固定資産税・都市計画税） （公共施設）公園、広場等 （都市利便施設）緑化施設、通路	都市再生緊急整備 地域内	2分の1以上 10分の7以下	5分の3	5分の3
附則第15条 第18項ただし書		特定都市再生緊急整備 地域内	5分の2以上 5分の3以下	2分の1	2分の1
附則第15条 第30項	津波避難施設等（家屋）（固定資産税） （管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分）		3分の1以上 3分の2以下	2分の1	2分の1
附則第15条 第31項	津波避難施設等（償却資産）（固定資産税） （管理協定の対象となる津波避難施設に附属する誘導灯、誘導標識、自動解錠装置）		3分の1以上 3分の2以下	2分の1	2分の1

イ 固定資産税の減額（税額を条例で定める割合の分減少させるもの）

地方税法	対象資産	特例割合	参酌すべき割合	条例で定める割合
附則第15条の8 第4項	サービス付き高齢者向け住宅（固定資産税）	2分の1以上 6分の5以下	3分の2	3分の2

(2) 適用区分

平成27年4月1日以後に取得等された資産について、平成28年度課税分から適用する。

3 紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の特例税率の廃止

(1) 税制改正及び市税条例改正の内容

紙巻たばこ 3 級品 (※) に対する特例税率を廃止し、段階的に税率の引上げを実施するもの

※ 旧専売納付金制度下で、3 級品として低価格で販売されていた中質及び下質の葉たばこを主原料に用いて調整したもの
(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの 6 銘柄)

紙巻たばこ 3 級品に係る税率の引上げ (単位: 1, 000 本)

実施日	市たばこ税率
現行	2, 495 円
平成 28 年 4 月 1 日	2, 925 円
平成 29 年 4 月 1 日	3, 355 円
平成 30 年 4 月 1 日	4, 000 円
平成 31 年 4 月 1 日	5, 262 円
一般品の現行税率	5, 262 円

(参考) (単位: 1, 000 本)

県たばこ税率	国たばこ税率
411 円	2, 906 円
481 円	3, 406 円
551 円	3, 906 円
656 円	4, 656 円
860 円	6, 122 円
860 円	6, 122 円

※ 地方たばこ税率 (市たばこ税と県たばこ税の合計) = 国たばこ税率 (たばこ税 + たばこ特別税の合計)

(2) 手持品課税の実施

旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のために、税率の引上げ時に一定数量 (5, 000 本) 以上の紙巻たばこ 3 級品を所持する者に対して実施するもの

川崎市市税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>附 則 1～7 略 (固定資産税等の課税標準の特例等)</p> <p>8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(3) 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <p>(5) 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p><u>(6) 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合 5分の3</u></p> <p><u>(7) 法附則第15条第18項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1</u></p> <p>(8) 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(10) 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(11) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(12) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <p><u>(13) 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項に規定する条例で定める割合 3分の2</u></p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>附 則 1～7 略 (固定資産税等の課税標準の特例)</p> <p>8 法附則第15条 に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(3) 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <p>(5) 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(6) 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(7) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(8) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <hr/>

改正後

9～24 略

(平成28年度分の軽自動車税の税率の特例)

25 法附則第30条第1項から第3項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。

(1) 法附則第30条第1項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(2) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

改正前

9～24 略

改正後			改正前	
右欄に掲げる字句とする。				
第 64 条第 1 項第 2 号ア(イ)	<u>3,900 円</u>		<u>3,000 円</u>	
第 64 条第 1 項第 2 号ア(ウ)	<u>6,900 円</u>		<u>5,200 円</u>	
	<u>10,800 円</u>		<u>8,100 円</u>	
	<u>3,800 円</u>		<u>2,900 円</u>	
	<u>5,000 円</u>		<u>3,800 円</u>	

川崎市市税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）【第2条による改正】

改正後	改正前																								
○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号	○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号																								
附 則 1～13 略	附 則 1～13 略																								
14～23 略 (平成28年度分の軽自動車税の税率の特例)	(市たばこ税の税率の特例) 14 法附則第30条の2の規定により、同条に定める紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第75条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。 15～24 略 (平成28年度分の軽自動車税の税率の特例)																								
24 法附則第30条第3項から第5項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。 (1) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	25 法附則第30条第1項から第3項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。 (1) 法附則第30条第1項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第64条第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第64条第1項第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table>	第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第64条第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第64条第1項第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table>	第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																							
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円																							
	10,800円	2,700円																							
	3,800円	1,000円																							
	5,000円	1,300円																							
第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																							
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円																							
	10,800円	2,700円																							
	3,800円	1,000円																							
	5,000円	1,300円																							
(2) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲	(2) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄																								

改正後

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 1 項第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 64 条第 1 項第 2 号ア(ウ)	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- (3) 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 1 項第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 64 条第 1 項第 2 号ア(ウ)	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

改正前

に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 1 項第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 64 条第 1 項第 2 号ア(ウ)	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- (3) 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 1 項第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 64 条第 1 項第 2 号ア(ウ)	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円